株式に係る先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量	マイナス十％
	買建	時価×取引単位×契約数量	十％
債券に係る先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量	マイナス一％
	買建	時価×取引単位×契約数量	一％

別表第七（第四条の五第六項第二号関係）

取引の種類		対象取引残高の算定方法	リスク係数
外国通貨に係るオプション取引	プット買	行使価格×取引単位×契約数量	マイナス五％
	プット売	行使価格×取引単位×契約数量	五％
株式に係るオプション取引	プット買	行使価格×取引単位×契約数量	マイナス十％
	プット売	行使価格×取引単位×契約数量	十％
債券に係るオプション取引	プット買	行使価格×取引単位×契約数量	マイナス一％
	プット売	行使価格×取引単位×契約数量	一％

別表第八（第四条の五第六項第三号イ関係）

取引の種類		原契約期間の区分	掛目
外国為替関連取引		一年以内	二・〇％
		一年超	三・〇％に原契約期間の年数を乗じたものから、一・〇％を差し引いて計算した掛目
金利関連取引		一年以内	〇・五％
		一年超	一・〇％に原契約期間の年数を乗じたものから、一・〇％を差し引いて計算した掛目
法的に有効なネッティング契約下にある外国為替関連取引		一年以内	一・五％
		一年超	二・二五％に原契約期間の年数を乗じたものから、〇・七五％を差し引いて計算した掛目
法的に有効なネッティング契約下にある金利関連取引		一年以内	〇・三五％
		一年超	〇・七五％に原契約期間の年数を乗じたものから、〇・七五％を差し引いて計算した掛目

備考

一　「外国為替関連取引」とは、異種通貨間での金利スワップ、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

二　「金利関連取引」とは、同一通貨での金利スワップ、金利先渡取引、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

三　日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及び原契約期間が十四日以内の外国為替関連取引については、デリバティブ取引リスク相当額の算出対象から除くことができる。

四　原契約期間に一年未満の端数があるときは、これを一年として原契約期間を計算する。

別表第九（第四条の五第六項第三号ロ(3)関係）

取引の種類	残存期間の区分	掛目
外国為替関連取引	一年以内	一・〇％
	一年超五年以内	五・〇％
	五年超	七・五％
金利関連取引	一年以内	〇％
	一年超五年以内	〇・五％
	五年超	一・五％
株式関連取引	一年以内	六・〇％
	一年超五年以内	八・〇％
	五年超	十・〇％

備考

一　元本を複数回交換する取引については、第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を計算するに当たり、各掛目に残存交換回数を乗じるものとする。

二　特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価格が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の設定期日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、掛目は〇・五％を下限とする。

三　同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を合計することは要しない。

四　「外国為替関連取引」とは、異種通貨間での金利スワップ、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

五　「金利関連取引」とは、同一通貨での金利スワップ、金利先渡取引、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

六　「株式関連取引」とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

七　日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及び原契約期間が十四日以内の外国為替関連取引については、デリバティブ取引リスク相当額の算出対象から除くことができる。

八　原契約期間に一年未満の端数があるときは、これを一年として原契約期間を計算する。

別表第十（第四条の五第七項第一号関係）

リスク対象金額	リスク係数
規則第百八十条の規定に基づいて積み立てないこととした責任準備金及び規則第百八十四条第三項において準用する規則第百八十条の規定に基づいて積み立てないこととした支払備金	一％

備考

一　自動車損害賠償責任共済に係る額を除く。

二　共済の種類ごとに出再割合が五十％を超える場合においては、当該超過部分に相当するリスク対象金額についてリスク係数を二％とする。